

●香川県告示第64号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、引田加入区について、平成26年香川県告示第102号による保険に付すべき義務は、平成30年3月10日限り消滅したので、告示する。

平成30年3月13日

香川県知事 浜 田 恵 造